

令和元年度 第2回

千曲市林業振興協議会資料

令和2年1月30日(木)

13時30分～

千曲市役所4階 庁議室

千曲市林業振興協議会委員名簿(敬称略)

(任期:令和元年12月 1日～令和3年11月30日)

※は再任

職名	氏名	選出区分	所属
委員	春日 賢一 ※	農林業関係者	長野森林組合 更埴支所長
委員	野崎 敏子	農林業関係者	NPO千曲の森
委員	千曲市区長連合 会が推薦する者		千曲市区長会連合会更埴支部 土口区長 山崎 芳正
委員			千曲市区長会連合会戸倉支部 支部長(須坂区長) 福島 幸久
委員			千曲市区長会連合会上山田支部 新山自治会長 北川 弘
委員	塚田 茂雄	農林業関係団体	若宮、羽尾、須坂、上徳間、内川、千本柳 財産区議会 議員
委員	近藤 修治 ※	農林業関係団体が推 薦する者	ながの農業協同組合 ちくま営農センター長
委員	宮坂 斉秀	学識経験のある者	鳥獣保護管理員
委員	佐藤 繁 ※	学識経験のある者	長野地域振興局 林務課長
委員	古家 正紀 ※	学識経験のある者	千曲市建設業協会
委員	宮坂 久美子	学識経験のある者	みどりの少年団育成会 八幡小学校校長
委員	後藤 忠雄	公募による者	公募
委員	湯本 英夫	公募による者	公募
委員	宮坂 正英	公募による者	公募

○千曲市林業振興協議会要綱

平成15年9月1日
告示第122号

(設置)

第1条 林業の健全な振興発展を図るため、千曲市林業振興協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、林業の活性化、経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事項について協議し、その推進を図るものとする。

- (1) 森林整備計画及び施業に関すること。
- (2) 林業生産基盤の整備に関すること。
- (3) 学有林等森林の利用に関すること。
- (4) 国土保全並びに森林病虫害及び自然保護に関すること。
- (5) 林業の経営、林業後継者の育成及び林業関係団体に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、林業振興に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林業関係者
- (2) 農林業関係団体が推薦する者
- (3) 千曲市区長会連合会が推薦する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された委員の任期は、その在任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、経済部農林課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成23年12月7日告示第64号)

この要綱は、平成23年12月7日から施行する。

附 則(平成25年10月10日告示第82号)

この告示は、平成25年10月10日から施行する。

(1) 千曲市における林業・森林施策の概要について

○千曲市の森林の現状と課題

千曲市の総面積は 11,979ha に対し、森林面積は 6,908ha。(森林率 58%)

※長野県の森林率は 79%、国の森林率は 67%

人工林率：千曲市 52%、長野県 42%、国 41%

・民有林の所有形態

所有形態	面積 (ha)		蓄積 (m ³)		
		割合 (%)		割合 (%)	
公有林	県	474.24	6.9	96,174	6.5
	市	1,797.76	26.0	420,664	28.3
	財産区	359.63	5.2	91,351	6.1
	計	2,631.63	38.1	608,189	40.9
私有林	集落有林	216.27	3.1	56,974	3.8
	団体有林	78.61	1.1	16,192	1.1
	個人有林	3,308.30	47.9	682,636	45.9
	その他	672.99	9.8	124,137	8.3
	計	4,276.17	61.9	879,939	59.1
合計	6,907.80	100.0	1,488,128	100.0	

・民有林の樹種別構成表

樹種	面積 (ha)	
		比率 (%)
アカマツ	1,521.14	22.0
カラマツ	1,737.56	25.2
スギ	902.08	13.1
ヒノキ	318.44	4.6
その他針	0.13	0.0
広葉樹	2,270.07	32.9
その他	158.38	2.2
合計	6,907.80	100.0

・針葉樹の樹齢別構成表

樹齢	面積 (ha)	割合 (%)
1	0.08	0.0
2	0.00	0.0
3	0.35	0.0
4	15.38	0.3
5	20.58	0.5
6	20.93	0.5
7	36.53	0.8
8	97.41	2.2
9	192.86	4.3
10	237.22	5.3
11	613.63	13.7
12	848.21	18.9
13	716.87	16.0
14	469.34	10.5
15以上	1,209.96	27.0
計	4,479.35	100.0

※1 樹齢5年

・林業事業者等

区分	組合・事業者数	備考
森林組合	1	長野森林組合
素材生産業	2	(有)北信林研 他
製材業	2	峯村材木店 他
合計	5	

・路網整備状況

区分	路線数 (路線)	延長 (km)	
			うち舗装 (km)
林道	41	80.0	52.9
林業専用道	0	0.0	0.0
計	41	80.0	52.9
森林作業道	27	21.9	0
合計	68	101.9	52.9

※路網密度：14.8m/ha、県：7m/ha

・保安林の状況

保安林種	面積 (ha)	民有林に占める割合 (%)
水源かん養保安林	983.88	14.2
土砂流出防備保安林	630.13	9.1
土砂崩落防備保安林	6.50	0.1
風害防備保安林	0.00	-
水害防備保安林	0.00	-
干害防備保安林	144.68	2.1
落石防止保安林	6.56	0.1
保健保安林	(173.52)	(2.5)
風致保安林	0.00	-
合計	1771.76	25.6

注) 保健保安林は、水源かん養、土砂流出防備、干害防備保安林との重複指定

☆千曲市の現状としては、

- ・森林率は全国的に見ても全県的に見ても平均以下ではあるが、人工林率は高い。
- ・民有林のうち、
 - カラマツとアカマツで約半分を占める。広葉樹が3割を占めている。
 - 樹齢は、56年生を超えているものが多く、伐採期を迎えている。
 - 一番多いのは個人等の私有林、次いで市有林となっており、併せて全体の7割を占める。
 - 林道等路網の整備状況としてはまずまずといったところであるが、林業事業者が少ない。
 - 保安林は、水源かん養保安林が一番多く、民有林に占める保安林の率はそれほど高いわけではない。
 - 市有林の貸付地がある。

☆千曲市の課題としては、

- ・標準伐期齢を超えた樹木が多いが、急傾斜であったり、路網整備が整っていないなど、地理的・立地的な要因により間伐や主伐が困難な森林が散見される。
- ・林齢が80年生を超えると補助金の活用ができず、間伐等の森林整備が進まない。また、現状の木材価格では、主伐(更新伐)は、その後の再生林・保育の経費を勘案すると赤字となってしまうため殆ど実施されていない。
- ・里山の森林は、かつて畑として利用されており区画面積が小さく、境界も不明なものが多い。
- ・林業事業者が少ない。

○千曲市森林整備事業について

民有林整備事業	○県の「信州の森林づくり事業」を活用した、林業事業者による間伐等の推進
	○長野県森林づくり県民税を活用した、市民の里山整備や野生鳥獣の緩衝帯整備、森林体験活動に対する補助
	○林業振興協議会：千曲市の森林整備計画や松くい防除対策事業等、森林保全及び林業振興全般にかかる事項の協議
	○森林経営管理制度の推進（別紙参照）
市有林整備事業	○市有林経営計画策定（令和2年度より新たに作成予定）
	○市有林（八幡・桑原・森地区等）間伐（年間概ね5ha）
	○市有林貸付
	○森林（もり）の里親制度（現在1団体 大池～聖高原遊歩道整備）
松くい虫防除対策事業	○被害木伐倒駆除：市内森・上山田・羽尾等 春季・秋季に約200m ³
	○地上薬剤散布：上山田地区（荒砥城へ向かう県道聖高原千曲線沿い）
	○松くい虫防除対策補助金：個人等で行う被害木の伐倒や樹幹注入に対する補助
緑化推進事業	○千曲市協働の森づくり（植樹祭5月・育樹祭10月）
	○どんぐり大作戦：保育園児対象
	○みどりの募金活動
	○みどりの少年団活動支援
野生鳥獣保護管理対策事業	○鳥獣出没通報対応
	○捕獲許可事務
	○ニホンカモシカの個体数調整
	○はこ畷貸し出し
林道管理事業	○林道維持管理
	○各修繕工事等
市民の森管理事業	○大池市民の森管理
森のエネルギー推進事業	○ペレットストーブ（10万円）、薪ストーブ（1万円）設置に対する補助
治山事業	○保安林等の整備に対する県への要望及び谷止工飽和土の浚渫等の応急措置

令和元年度より始まる森林経営管理制度について

○森林経営管理制度とは？

平成31年度に、森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって適切に経営管理が行われていない森林について、森林所有者に働きかけ等を行うことにより、森林の経営や管理の確保を図ることとされています。

○森林経営管理制度の対象森林とは？

森林経営管理法 第2条第1項により、「この法律において「森林」とは、森林法第2条第3項に規定する「民有林」をいうものとする」とされている。

…森林法第2条第3項では、「民有林とは、国有林以外の森林をいう」

※ちなみに、、、民有林は「公有林」と「私有林」に分けられます。「公有林」は県・市町村・財産区有林などが該当し、「私有林」は個人・寺社・集落・団体等有林となります。

○対象森林は全て森林経営管理制度に基づいて経営管理がされる？

基本的には、以下の項目のいずれかに該当するものは除外されます。ただし、治山の面や隣接する山林の状況などにより併せて経営管理される場合もあります。

- ア 天然林または竹林である。（災害や隣接している山林の状況により適用される場合もある）
- イ 既に適切に間伐や植栽などの管理がされている。（森林経営計画が樹立されている。または過去10年程度における整備状況から判断する）
- ウ 意向調査などの結果、今後は所有者自身で整備（業者への委託含む）を行ってゆく森林

○経営管理って具体的には何をするの？

主には、

- ① 植栽→保育→伐採 の循環を行い、伐採した木材を出荷するとともに適切に手を入れてゆく。
- ② 傾斜や作業路の確保等の状況から経営が困難な場所は、手のかからない針広混交林へ誘導してゆく。
- ③ その他山林所有者の意向を踏まえた計画に沿って経営管理を行います。

※ちなみに、、、千曲市内の山林を上記を参考にデータから推定すると。

単位：ha

公有林	7天然林・竹林 (うち保安林※)	適切に管理されている	19	×	
		適切に管理されていない	201	△	
	人工林 (うち保安林※)	適切に管理されている	188	×	
		適切に管理されていない	803	△	
	2,633	未立木地等		51	△
私有林	7天然林・竹林 (うち保安林※)	適切に管理されている	209	×	
		適切に管理されていない	1,881	△	
	人工林 (うち保安林※)	適切に管理されている	541	×	
		適切に管理されていない	1,224	○	
	4,285	未立木地等		62	△
6,918	4,285				

○：主に対象となる。 △：状況に応じて対象となる。 ×：対象とはならない。

※保安林は、基本的には県で整備を行います。制限の範囲内で合わせて整備を図る場合もある。

○市は、ここから意向調査などの結果、所有者自身で管理ができない森林について、地元説明会などによる所有者の意向を踏まえた集積計画等を立てて整備を進めます。

※現在千曲市では、こういったゾーニングの基礎情報を解析して、対象森林に対して年次計画を立てるようにシステム整備を進めています。

システム整備が完了でき次第、千曲市林業振興協議会にもお諮りして、順次地元説明会や境界明確化などの事前準備を進めていきます。

○市で集積計画を立てた山林はどうなるの？

国から、森林経営管理制度を活用して整備を図る森林については、おおむね15年以内に意向調査を終えて集積計画を立てるよう通達されています。

対象森林に対して、市で集積計画策定後、「経営管理権」を取得したのち、

- ① 民間の「意欲と能力のある林業事業者」により既存の補助制度などを活用して整備を図る。
 - ② 経営が成り立たないため、環境譲与税を活用して市で直接経営管理実施権を執行（委託事業）する。
- のいずれかにより整備を行います。

(2) 千曲市森林整備計画の策定について

○森林整備計画とは

森林法では、民有林を対象とし、その森林を計画的に管理していくための計画を策定するよう定められています。

計画の策定については、まずは国で15年間の森林計画を策定し、地域森林計画等の指針を定め、国の指針を踏まえながら長野県で5流域に分けて5年毎に10年間の計画を策定します。

千曲市は「千曲川下流地域森林計画」に属します。この千曲川下流地域森林計画より示されている指針と、千曲市として計画的に森林整備が図れるように作成するのが「千曲市森林整備計画」です。

この森林整備計画は、県の森林計画と同様に5年毎に10年間の計画を策定し、また必要に応じて変更を行い、現状に合った森林整備が図られるように進めていきます。

今年度、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの県での千曲川下流地域森林計画の樹立を受けて、千曲市森林整備計画を策定することとなります。

具体的には、昨年国・県の森林計画との整合を図った千曲市で素案を作成し、年明けに長野県と内容の事前協議を行いました。今回の林業振興協議会でもお諮りし、内容が決まり次第、概ね30日の縦覧期間を設け、その後県との本協議を経て3月下旬までに千曲市森林整備計画を樹立します。

今回の森林整備計画策定において、変更した箇所は青字で記載しています。

① 主な変更点

- ・千曲市新庁舎移転及び土地地目面積等に係る事項変更
- ・平成30度の国有林買い取り、令和元年度の山林の現況調査による事項変更
(県行造林地の増加に伴う市有林減少、一部山林となっていた個所が国道403号線になっているための修正等)
- ・森林簿を基にした樹種や材積、所有形態の事項変更
- ・作業道開設に伴う事項変更
- ・保安林指定に伴う事項変更
- ・令和元年度から施行された森林経営管理法施行に伴う事項追加
- ・参考資料の統計関係の事項更新

(3) 森林（もり）の里親促進事業について

○森林（もり）の里親促進事業とは

地域の里山を森林保全活動に熱心な企業等による森林づくり活動や社員研修・福利厚生フィールドとして活用していただくよう、森林所有者と企業等を県が仲介する事業です。

森林所有者と森林保全活動に熱心な企業等のパートナーシップにより、里山の整備とともに企業の社会貢献活動の充実を図ることができます。

○千曲市での森林（もり）の里親促進事業の実績

①NPO 法人 千曲の森と千曲市が里親契約を締結。

労務・資金提供を受けて、樺平周辺市有林の遊歩道整備や徐間伐などを行った。

<平成24年10月～平成29年9月>

②太洋基礎工業株式会社(本社:名古屋市、長野支社:長野市)と千曲市が里親契約を締結。

資金提供を受けて八幡の大池市民の森一帯の遊歩道整備や景観向上のための除伐等を行った。

<第1期 平成23年10月～平成26年10月>

<第2期 平成26年11月～平成29年10月>

<第3期 平成29年11月～令和2年10月>

○現在、新規契約締結に向けて進めている事業

里 親：生活クラブ生活協同組合（長野）

本部所在地 岡谷市赤羽2丁目3番47号

候補地：市内八幡 大池市民の森一帯の千曲市有林（太洋基礎工業㈱による整備地を除く）

市内羽尾 冠着山一帯の若宮・羽尾・須坂・上徳間・内川・千本柳財産区有林

事業内容：契約締結は令和2年度春季を予定。

労務・資材提供を受けて該当区域の整備を行う。

財産区により植栽されたカラマツのニホンジカ剥皮被害防止ネット巻

千曲市植樹祭において植栽した広葉樹の手入れ

等

※令和元年11月、プレイベントとして財産区有林のカラマツ約120本のニホンジカ剥皮被害防止ネット巻を実施。



千曲市としては、千曲市有林及び財産区有林を契約対象地として、細かい事業内容は定めず適宜協議をしながら、双方の目的が叶う事業を展開したいと考えています。

今、長野県の森林を元気にするため、
企業のお力を借りて森林整備を行う
取り組みを進めています。

森林づくり県民税活用事業

豊かな森林を未来へ

もり
森林の里親促進事業 ご案内

この写真はカラマツ新緑写真コンテストの入賞作品です

長野県

長野県の森林づくりにご参加ください

～森林の里親促進事業のご案内～

長野県は県土の約8割が森林です。森林は豊かな水を蓄え、CO₂を吸収し大気を浄化するなど、私達の安全で快適な暮らしを支える大切な資源です。

長野県では、企業の皆様はこの豊かな森林(里山)を、社会貢献活動の一環としての森林づくりや、森林を活用しての社員研修・福利厚生の場として利用いただく「森林の里親促進事業」を進めています。

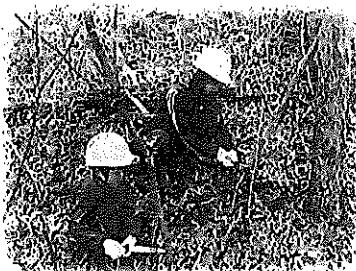
この事業は、森林保全活動にご熱心な企業の皆様に御支援をいただきながら、企業と地域の連携を図り、企業、市民、行政などのパートナーシップによる、森林の活用と交流を通じ、新しいかたちでの森林づくりを進める取り組みで、平成15年度から実施しています。

また、この事業の特長は、長野県が仲人役となり、どのように森林を育てていきたいのか企業の皆様のご要望をお伺いし、ご希望に添った森林づくりをご提案するとともに、企業の皆様と地域の皆様と共に健全な森林づくりや交流による地域の活性化を推進しています。

森林は、持続可能な社会を支える社会全体の共有財産として、大きく注目されています。「みんなで支える輝く森林」をめざして、この新しい森林づくりの取り組みに貴社のご参加を心からお待ちしております。



長野県知事
阿部 守一



社員の家族も森林整備を体験



見違えるように森がきれいに



地元との交流も大きな楽しみ

もり 森林の里親促進事業の仕組み

本県は、里子候補地等の情報提供・斡旋を行い、ご希望の地域との里親契約に向けた調整(仲介)を行います。また、里親契約後も森林整備や交流についてサポートします。

支援する企業

- 森林整備の資金、労働力の提供
- 企業のPR、従業員の福利厚生のための森林活用

の里親契約調印

トヨタ自動車株式会社 長岡製作所 長岡ニコル・アソシエーツ

契約締結

- 森林の整備
- 地域住民との交流
- 企業のPR

受入れる市町村、団体

- 企業との交流やPRの場の提供
- 森林整備の実施
- NPO等との協働の仕組みづくり

斡旋・情報提供

仲人(長野県)

斡旋・支援

参加企業様のメリット

企業の皆様には、地域と連携した森林づくりを進めることにより「地球環境の保全に貢献する企業」というイメージを広くアピールできるほか、さまざまなメリットが生まれます。

企業の社会貢献フィールドとして

企業の環境活動への取組を、各種メディアを利用して積極的にPRできたり、アダプトサインの設置による企業イメージのアップが図れます。

社員や家族のレクリエーションフィールド

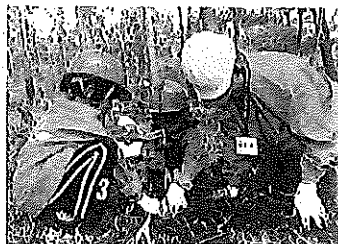
締結した地域のさまざまな施設利用の優遇や豊かな自然を利用したレクリエーションや林業体験などにご利用いただけます。

企業イメージにあった森林づくり

企業の環境活動やイメージアップにつながる森林づくりについて、地域の皆さんと意見交換をしながらランドデザインを描き、森林の整備をすすめることができます。

森林CO₂吸収認証

企業の希望により、「間伐」を実施した面積をCO₂吸収量で評価・認証することができます。(調査費用が必要となります)



参加企業様へのご負担

趣旨をご理解いただき、ご参加いただける企業の皆様には、ご希望に応じた里山の活用をしていただくため、資金の提供など森林づくりにご参加いただきます。

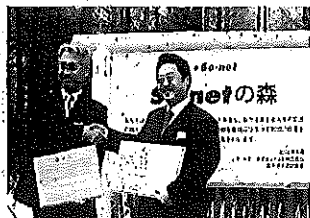
企業の社会的貢献のPRに、社員の体験、研修に 地域との交流の場に… さまざまな展開が可能

企業の社会貢献

企業の社会貢献が顧客や株主からの評価にもつながる時代です。身近な森林の整備という目に見える形での社会貢献はわかりやすく、マスコミへの訴求力も十分です。



アダプトサインの設置
企業からの支援金で整備した森林には、PRする看板を設置します。



調印式の実施
工夫を凝らした調印式はマスコミ等にPRする絶好の機会。



顧客との共同作業
顧客を公募しての森林整備は環境への取り組みを実感していただけます。



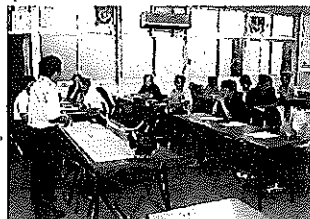
支援金で整備を促進
支援金を活用し、間伐などの森林整備が促進され、地域の環境保全や地球温暖化防止にもつながります。

社員の体験、研修

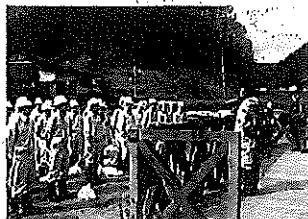
森林整備を実際に体験することで、社員の皆さんの環境保全に対する意識が向上します。作業体験にあたっては受入れる市町村や県などがバックアップします。



森林整備の大切さを実感
社員の皆さんが実際に体験することで、森林整備の重要性を実感していただけます。



森林整備技術を学ぶ
社員が自ら森林整備を行う技術を学ぶため、森林整備の基本を学びました。



新規採用者研修
研修に森林整備を取り入れることで企業の姿勢を理解していただけます。



社員のご家族も一緒に
社員のご家族も一緒に作業。充実感いっぱいです。

地域との交流

「里子」となる受け入れ市町村などでは「里親」である企業との交流を楽しみにしています。地域の皆さんの温かいおもてなしをお楽しみください。



心のこもったおもてなし
地元女性グループが地域の特産品で作った料理でおもてなし。



家族も自然を堪能
魚のつかみ取りなど自然を活かした体験ならご家族も大喜び。



地域ならではの体験
その地域に古くから伝わる手作りの郷土食を味わうこともできます。



様々な企画を提案
ミニコンサートなど、地域と企業様の企画提案により、様々な企画が実現。



しあわせ
信州

お問い合わせ先 **長野県林務部**

信州の木活用課 経営普及係
TEL026-235-7267 (直通) FAX026-235-7364
E-mail rlingyo@pref.nagano.lg.jp
長野県ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>
発行/平成26年(2014年)6月

山火事を予防しましょう

燃えやすいものに注意

枯れ草等のある火災
か起こりやすい場所
では、たき火等をし
ないこと

消火を確認

火の使用中はその場
を離れず、使用後は
完全に消火すること

気象条件を考えて

強風時及び乾燥時に
は、たき火、火入れ
をしないこと

たばこの始末に注意

たばこは、指定された
場所で喫煙し、必ず
消すこと
投げ捨てはしないこと

火遊びに注意

火遊びをしないこと

火入れは許可を受けて

火入れを行う際は
許可を必ず受ける
こと

一番の対策は「山火事を発生させない」ことです



しあわせ係組

長野県

山火事予防に当たって注意することは？

山火事の特徴

地理的、地形条件から、一度発生すると焼損面積が広範囲に及ぶ危険性が高い火災です。

山火事は春先に多く発生していますが、次のような理由があります。

- ・春先には、降雨量が少なく空気が乾燥していること
- ・季節風が強く吹くこと
- ・落ち葉が積もって燃えやすい状態になっていること
- ・春先は行楽や山菜採り、森林レクリエーションなどの入山者が増加すること
- ・農作業に由来する枯草焼きなどが山林に飛び火すること

等が原因と考えられます。

山火事を防ぐために心がけていただきたいこと

- ・一人ひとりが、森林の大切さを認識し、防火意識を高めることで山火事を防ぐことができます。
- ・山火事の原因のほとんどが、「火の取扱いの不注意」で発生しています。
- ・過去には、野焼きやお墓参りの線香から飛び火して、大規模な山火事が起きたこともありました。燃えやすいものが近くにないか注意してください。

山火事発生状況

暦年※1	H24	H25	H26	H27	H28	H29
山火事発生件数	22	66	42	25	33	37
主な原因	1位 たき火 10	たき火 22	たき火 8	たき火 9	たき火 13	たき火 16
	2位 火入れ 3	火入れ 16	火入れ 6	火入れ 4	火入れ 5	放火疑い 4
	3位 マッチ・ライター 1 火あそび 1	たばこ 3 放火疑い 3	放火疑い 5	放火疑い 2	たばこ 1	火入れ 3

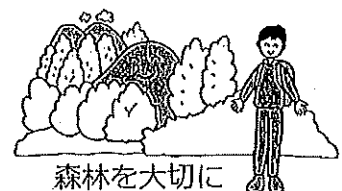
※1 期間は1月1日～12月31日

「県消防課資料より」



長野県PRキャラクター
アヒル
とわんぱくマ

【お問い合わせ】
長野県 林務部 森林づくり推進課 保安林係
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
電話 026-235-7275
メール shinrin@pref.nagano.lg.jp



森林を大切に